**【重要】資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下4桁等）確認のお願い**

令和６年12月２日より健康保険証（以下、保険証）が廃止され、交付ができなくなります。

今後は、医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）で行う仕組みとなります。

このため、10月中旬頃に「加入者情報（マイナンバーの下4桁等）」及び「資格情報のお知らせ」を

送付する予定となっております。

事業所様経由で皆様のお手元に配布いたします。（任意継続加入の方は直接ご自宅に郵送いたします）。

このお知らせは、令和6年12月2日以降の健康保険証廃止後に、マイナ保険証（健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード）を安心してご利用いただくためのものです。健康保険の資格情報とマイナンバーの下4桁を記載し、皆様が安心して「マイナ保険証」を使用いただけるよう確認するためのお知らせとなっております。

**お手元に届きましたら、登録内容を確認していただき、大切に保管してください。**

（表示されております下4桁の数字がご自分のマイナンバーの下4桁と一致していない場合や、登録内容に違いがある場合は、当組合までご連絡ください）

**お手元に届く書類**

・「資格情報のお知らせ（A4紙）」

・送付案内兼マイナ保険証リーフレット

**「資格情報のお知らせ」はこのような時にご利用いただけます。**

①医療機関にカードリーダーがない場合や不具合で使えないとき「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」を医療機関にご提示ください。

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診することはできません。

②当組合へ申請するとき

当組合への各種申請には記号・番号の記載が必要です。保険証廃止後も「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。

**関連リンク**

マイナンバーカード総合サイト（リンク先：<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>）

マイナンバーカードの健康保険証利用について（リンク先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html>）

マイナンバーカードは保険証として利用できます（リンク先：<https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html>）

**＊マイナ保険証をお持ちでない場合は、マイナンバーカードを取得の上、マイナ保険証の利用手続きをいただくようお願いいたします。**

**＊本件に関し、当組合からお電話でマイナンバーをお伺いすることはございません。マイナンバー制度に便乗した不審な電話等にはご注意ください。**